

習志野市小規模保育事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模保育事業所の健全な運営及び児童の保育の内容の向上を目的とした習志野市小規模保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、習志野市補助金等交付規則（平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模保育事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条第3項及び第5項ただし書の規定並びに習志野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17）の規定により習志野市長の認可を得て設置されている施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金対象者は、市内に小規模保育事業所を設置する者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の額は、各号で規定する方法で算出した各補助対象事業の補助額を合計した額とする。ただし、補助金の額は予算の範囲内において市長が定める金額とし、千円未満は切り捨てるものとする。

- (1) 各補助対象事業について、補助事業内容・対象経費及び補助基準額は、別表第1に定めるところによる。
- (2) 各補助対象事業の補助額は、補助基準額に定められる単位において、補助基準額と補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号のとおり 条件を付するものとする。

- (1) 関係法令等に従い、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書、事業計画書、決算報告書及び事業報告書を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、習志野市小規模保育事業運営費補助金交付申請書(別記第1号様式)を当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類及び交付申請に係る添付書類一覧(別表第2)に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 習志野市小規模保育事業運営費補助金補助額一覧表(別記第2号様式)
- (2) 習志野市小規模保育事業運営費補助金支出額内訳書(別記第3号様式)

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、習志野市小規模保育運営費補助金実績報告書(別記第4号様式)に前条第2項第1号及び第2号に規定する書類及び実績報告に係る添付書類一覧(別表第3)に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、前条に定める交付の申請(この項の適用を受けようとする旨を記載したものに限る。)及び実績報告に係る添付書類一覧に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(交付の特例)

第8条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

| この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

| この要綱は、令和6年1月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

| この要綱は、令和7年2月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(施行期日)

| この要綱は、令和7年12月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。